

令和7年度福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金

1 目的

本補助金は、東日本大震災及び原子力災害を契機に福島県内から他の都道府県に避難を継続している方（以下「県外避難者」という。）が、避難先で安心して暮らし、帰還や生活再建につながるよう、避難先の地域において法人又は団体が避難者の課題等を踏まえて実施する支援事業を対象に補助するものです。

補助対象期間を
延長しました！

2 内容

- (1) 補助対象期間 交付決定日から令和8年3月20日（金）まで
- (2) 補助対象金額
- ・補助率 10/10
 - ・補助額 1事業当たり350万円が上限
- (3) 補助対象経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託費、使用料、賃借料
- (4) 補助対象事業の内容
- ア 避難先での課題解決や孤立・孤独防止、日常生活を支えるための見守り訪問等
例：県外避難者への戸別訪問等
- イ 避難先でのコミュニティ形成、県外避難者同士の情報交換、円滑な帰還や生活再建等を目的に行われる交流会等
例：県外避難先での交流会等
- ウ 避難元とのコミュニティの維持、円滑な帰還、生活再建等を目的に福島県内で開催される交流会
例：県内避難元等での帰還者や地域住民との意見交換会等
- エ 避難先での生活再建や帰還に係る支援情報の提供、説明会・相談会の開催
例：ADR説明会、福島県の農林水産物の安全・安心に関わる説明会等

3 令和6年度からの主な変更点

- (報酬) 法人の役員、代表者等の人件費を対象とします。
(定款等の規定に基づき報酬を受ける者を除く)
- (賃金) 管理的業務に係る賃金の上限を2,000円/時間に増額します。
- (共済費) 補助事業に従事する職員の社会保険料を対象とします。
- (需用費) 手芸や工作等に必要な材料費を対象とします。(上限500円/人)
- (食糧費) 茶菓代に加え、料理教室等での食材費を対象とします。(上限500円/人)
- (支払方法) 支払済の経費に加え、支払予定が確定した経費を概算払の対象とします。
(参加者の旅費等、開催まで不確定なものは除く)
- (事業期間) 事業の終期を令和8年3月20日（金）までとします。

《注意！》

- ・詳細な採択要件や応募書類について、必ず避難者支援課 HP から御確認ください。
- ・審査の結果、応募された事業のうち一部のみ採択となる場合もございます。
- ・不適正な執行に対しては、補助金の交付決定の取消や返還命令等を行う場合があります。

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-8318

e-mail hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

ウェブサイト

